

令和5年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の一般公募について

令和5年6月7日
公正取引委員会

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施しています。今年度も、「下請取引適正化推進月間」における下請取引の適正化に向けた取組を効果的に広報することを目的として、キャンペーン標語の一般公募を行うこととしました。

1 「下請取引適正化推進月間」のテーマ

「発注者からの積極的な価格協議」

※ 標語の中に上記の言葉の全部又は一部が入ってなくても構いません。

＜テーマ選定の背景・理由＞

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。）が取りまとめられたことを踏まえ、適正な価格転嫁の実現に向けて、従来にない取組を進めてきました。その上で、当委員会は、令和5年3月1日、「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、更なる取組方針を取りまとめました。

公正取引委員会としては、発注者からの積極的な価格転嫁に向けた協議が重要であることなどについて、改めて周知徹底を図ることとしており、この取組の一環として、今年度の「下請取引適正化推進月間」のテーマを「発注者からの積極的な価格協議」とすることとしました。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
	電話 03-3581-3375
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

2 応募要領

(1) 応募資格：個人

(2) 応募方法

電子メールの件名を「標語の応募」とした上で、電子メールの本文に、①作品（複数可）、②氏名（フリガナ）及び③電話番号を記入し、下記のメールアドレスまでお送りください。

・ メールアドレス gekkan3375-0-jftc.go.jp

※ 迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-0-」としています。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。

(3) 応募上の注意

- ・ 応募作品は、応募者本人が創作した未発表のものに限ります。
- ・ 1作品当たりの文字数は、30文字以内とします。
- ・ 上記のテーマに沿わない作品、上記(2)の応募方法②及び③の記載が無い作品又は過去10年間の標語に酷似した作品は、無効とします。
- ・ 入選した場合、入選者の氏名（フルネーム）を作品とともに発表します（後記5参照）。御了承の上、御応募ください。

(4) その他

- ・ 応募作品に関する権利は、公正取引委員会に帰属します。
- ・ 個人情報適切に管理し、応募者本人の同意なく目的外に使用することや、第三者に開示することはありません。

3 公募期間

令和5年6月7日（水）から同年7月7日（金）まで

4 審査

公正取引委員会において厳正に審査を行い、応募作品の中から入選作品数点を選出し、その中から特選作品1点を選定します。

5 発表等

特選作品及び入選作品について、令和5年10月中を目途に、公正取引委員会のウェブサイト上で発表します。また、特選作品及び入選作品の応募者に対しては、令和5年11月中を目途に、記念品及び「下請取引適正化講習会テキスト」を贈呈します。

6 キャンペーン標語の用途

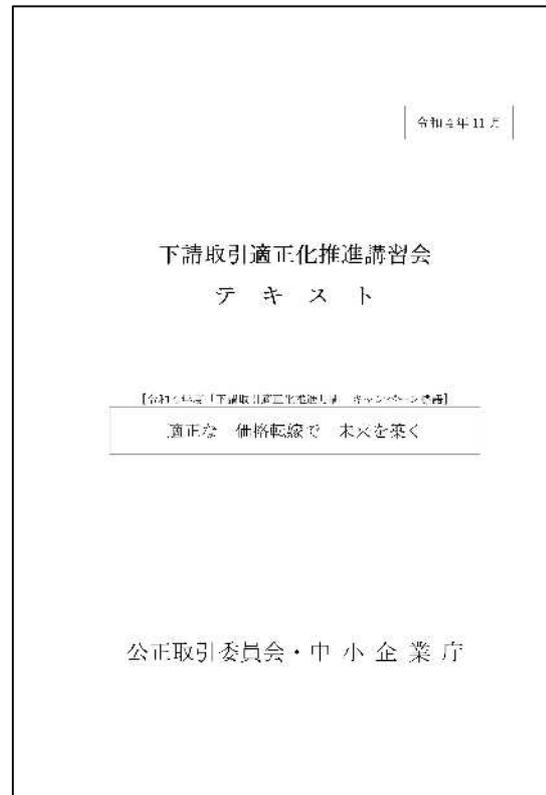
今回の一般公募により選定した標語（特選作品1点）は、下請取引適正化推進月間の普及・啓発活動で用いるポスター及び「下請取引適正化講習会テキスト」の表紙に使用するなど、下請取引適正化の推進に向けた取組において、幅広く活用します。

《令和4年度の活用例》

ポスター掲載



テキスト掲載



(参考) 過去10年間の「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語

年度	特選作品	テーマ
令和4年度	適正な 価格転嫁で 未来を築く	適正・公正な価格転嫁の実現に向けて
令和3年度	トラブルの 未然防止に 発注書面	書面の交付義務
令和2年度	叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉	買ったたきの禁止
令和元年度	無茶な依頼 しないさせない 受け入れない	下請代金の適正な設定
平成30年度	見直そう 働き方と 適正価格	取引条件の改善に向けて
平成29年度	取引条件 相互に築く 未来と信頼	
平成28年度	下請けの 確かな技術に 見合った対価	下請代金の適正な設定
平成27年度	押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格	
平成26年度	信用は 適正払いの 積み重ね	
平成25年度	下請代金 きちっと払って 築こう信用	下請代金の減額の禁止